

2025 年(令和 7 年)11 月 1 日

明石市家庭系指定ごみ袋の製造等に関する認定について

明石市家庭系指定ごみ袋の製造等にかかる認定は、「明石市家庭系指定ごみ袋の製造等に関する要領(以下、「要領」という。)」に基づいて行います。要領を熟読の上、申請いただきますようお願いいたします。なお【】内は要領の該当箇所です。

1 導入について

- ・指 定 す る 袋 単純指定ごみ袋(ごみ処理手数料を上乗せしないもの)
- ・指定するごみの種類 もやすごみ
- ・導 入 日 2026 年(令和 8 年)9 月 1 日導入開始
(2026 年 9 月～2027 年 2 月 28 日は従来の袋も使用できます。)
- ・登録、流通方法 製造は市の認定を受ける必要があります(入札ではありません)。
販売店の指定はありません。市内、市外、インターネット問わず、各製造業者様の販売ルートにより流通させていただきます。
販売価格は市場価格(自由価格)です。

【参考 明石市の統計情報】

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| ・人 口 | 306,392 人 (2025 年 9 月時点) |
| ・家庭系もやすごみ搬入量 | 49,384 t (2023年度実績 R6 年度版環境事業概要) |

2 袋の概要

(1)指定袋規格【要領別表 1～2、別図 1～3】

- ①形 状 ・ サ イ ズ 平袋または U 字袋 それぞれ 45ℓ・30ℓ・15ℓ
寸法について、若干の増減は許容しますが、所定容量を収容できるようにすること。
- ②袋 の 色 ミントグリーン半透明(DIC18 版 17 相当)
- ③文 字 色 濃紺 DIC18 版 435 相当
- ④袋 の 厚 み 高密度 0.015mm～ 低密度 0.025mm～

(2) 製造における注意事項

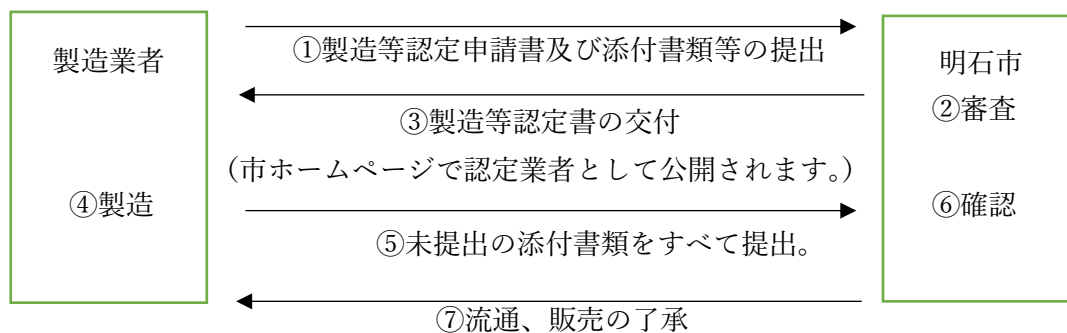
- ・すべての形状およびサイズの袋を製造することを要件としませんが、多様なニーズにこたえるため、薄手、厚手などできるかぎり多くの仕様の袋作成をお願いします。
- ・デザイン【要領別図 2】については、データを AI 形式または PDF 形式で提供します。トリミングやデザイン自体の変更はできませんが、袋サイズに合わせるために全体を拡大・縮小し、調整することは可能とします。

- ・個包装の封入枚数や封入形式(ロール式、BOX 式等)など、要領記載の規格以外の内容については自由に製造することができます。

3 認定について

(1) 認定の流れ

製造等認定にかかる申請は、2026 年(令和 8 年)1 月 1 日から受付を開始します。



(2) 添付書類の後日の提出について

要領第 3 条第2項(5)~(8)に掲げる添付書類等について、申請時の添付が困難な場合は、後日の提出とすることができます。

ただし、ごみ袋の流通・販売の開始前までには提出し、審査を受けていただく必要があります。製品の流通・販売は、すべての書類の審査を受けた後でなければ、行うことができません。
添付書類等の提出の際は、必ず事前にご連絡ください。

(3) 添付書類ごとの注意事項

○ 申請する家庭系指定ごみ袋の仕様書及び見本品【要領第 3 条第2項(4)】

- ・仕様書は任意様式です。
- ・デザインや色味が要領に沿っているか確認をするため、明石市指定ごみ袋の見本品を提出していただくもので、流通品と同じものを提出してください。

ただし、厚みや色味の確認については、同一規格のごみ袋(他市ごみ袋や自社独自製品)を別に製造しているのであれば、見本品に代えて、同一規格のごみ袋およびデザイン案を提出いただくことが可能です。この場合、明石市指定ごみ袋製造完了後に流通品を提出してください。

- ・提出いただく見本品は、封入枚数や封入形式が異なるものがあれば、それらすべてを 1 包装ずつ提出してください。

○ 使用する顔料及びインクの成分証明書【要領第 3 条第2項(5)および別表 1】

- ・有害な重金属やハロゲン化合物等が含まれていないことを確認するため、ご提出いただくものです。複数の形状の袋を申請する場合、使用するインクの種類ごとの成分証明書

の提出で可。

- 家庭系指定ごみ袋の厚さ、引張強度(縦・横)及び伸び率(%)に関する検査結果証明書【要領第 3 条第2項(6)】
・フィルム材質(高密度・低密度)や厚みに応じて、検査結果証明書を提出してください。
- 石油由来のプラスチックを使用したごみ袋と比較し、製造又は焼却時に発生する二酸化炭素排出量を10%以上削減する効果がある素材を使用している場合にあっては、その効果を示した証明書【要領第 3 条第2項(7)】
・複数の形状の袋を申請する場合、同一のフィルム素材を使用しているのであれば、フィルム素材ごとの証明書の提出で可。

4 その他

- ・認定内容の追加・変更や一部廃止をしたい場合は、変更認定申請書の提出が必要です【要領第 7 条】。
- ・認定の取消しを受けた場合は、認定書の返還が必要です【要領第 8 条】。
また、流通している指定ごみ袋を直ちに回収し、廃棄物として適正に処理してください。
- ・指定ごみ袋の製造を終了する場合は、認定書の返還および終了届の提出が必要です【要領第 10 条】。
- ・指定ごみ袋の品質管理は、製造業者が責任をもって行ってください。苦情や不良品が発生した場合は、責任をもって誠実に対応してください。
- ・明石市指定ごみ袋の規格やデザインに追加・変更が発生した場合、これにより生じた一切の損害について、明石市は責任を負いません。
- ・要領および本資料に記載のない内容については、都度協議いたしますので、明石市資源循環課までご相談ください